

第84回

1. 資本等取引の意義

資本等取引とは、法人の**資本金等の額**の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う**利益**又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律に規定する金銭の分配を含む。）をいう。

2. 損金経理の意義

損金経理とは、法人がその**確定した決算**において、**費用又は損失**として経理することをいう。

3. 交際費等の意義

交際費等とは、交際費、接待費、**機密費**、その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、**供給**、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

4. 欠損金額の意義

欠損金額とは、各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の**損金の額**がその事業年度の**益金の額**を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

5. 益金の額の意義

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の**益金の額**に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、**資産の販売**、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の**収益の額**とする。

第85回

1. 役員の意義

役員とは、法人の取締役、**執行役**、会計参与、**監査役**、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の**経営**に従事している者のうち一定のものをいう。

2. 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の**課税標準**は、各事業年度の所得の金額とする。

3. 確定申告

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から **2月**以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき法人税の額等を記載した**確定申告書**を提出しなければならない。

4. 資産の評価益の益金不算入

内国法人がその有する資産の**評価換え**をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、**益金の額**に算入しない。

5. 青色申告の承認があったものとみなす場合

青色申告の承認の申請書の提出があった場合において、その青色申告をしようとする事業年度**終了の日**（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後**6月**を経過する日）までにその申請につき、承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなす。

第86回

1. 資産の評価損の損金不算入等

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその**帳簿価額**を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、**損金の額**に算入しない。

2. 人格のない社団等の意義

人格のない社団等とは、法人でない**社団**又は財団で代表者又は**管理人**の定めがあるものをいう。

3. 棚卸資産の評価方法の変更手続

内国法人は、棚卸資産につき選定した評価の方法を変更しようとするときは、その新たな評価の方法を採用しようとする事業年度**開始**の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に対して、所定の事項を記載した**申請書**を提出し、その承認を受けなければならない。

4. 定期同額給与の意義

定期同額給与とは、その支給時期が **1月**以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が**同額**であるものその他これに準ずるものとして一定の給与をいう。

5. 減価償却資産の意義

減価償却資産とは、建物、**構築物**、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で**償却**をすべきものとして特定のものをいう。

第87回

1. 損金経理の意義

損金経理とは、法人がその**確定した決算**において、**費用又は損失**として経理することをいう。

2. 所得税額等の還付

確定申告書の提出があった場合において、その申告書に**所得税額等**の控除不足額の記載があるときは、税務署長は、その申告書を提出した内国法人に対し、その金額に相当する税額を**還付**する。

3. 同族会社の意義

同族会社とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の**3人**以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の**100分の50**を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他一定の場合におけるその会社をいう。

4. 会計処理の基準

各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき**収益**の額並びに損金の額に算入すべき原価、費用及び損失の額は、一般に**公正妥当**と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

5. 棚卸資産の意義

棚卸資産とは、商品、製品、**半製品**、仕掛品、原材料その他の資産で**棚卸し**をすべきものとして特定のもの（有価証券及び短期売買商品を除く。）をいう。

第88回

1. 繰延資産の意義

繰延資産とは、法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもので特定のものをいう。

2. 欠損金額の意義

欠損金額とは、各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額がその事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

3. 確定申告

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき法人税の額等を記載した確定申告書を提出しなければならない。

4. 益金の額の意義

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の売却、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

5. 役員の意義

役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち特定のものをいう。

第89回

1. 合併法人の意義

合併法人とは、合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。

2. 中間申告

内国法人である普通法人（清算中のものは除く。）は、その事業年度が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、中間納付額等を記載した中間申告書を提出しなければならない。

ただし、中間納付額が10万円以下である場合又はその金額がない場合は、中間申告書の提出を要しない。

3. 資本等取引の意義

資本等取引とは、法人の**資本金等**の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う**利益**又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律に規定する金銭の分配を含む。）をいう。

4. 確定した決算の意義

確定した決算とは、その事業年度の決算につき、**株主総会**の承認又は**総社員**の同意その他これらに準ずるものがあつたものをいう。

5. 資産の評価益の益金不算入

内国法人がその有する資産の**評価換え**をしてその帳簿価額を増額した場合には、原則として、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、**益金**の額に算入しない。

第90回

1. 減価償却資産の意義

減価償却資産とは、建物、構築物、機械及び装置、**船舶**、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で**償却**をすべきものとして特定のものをいう。

2. 所得税額等の還付

確定申告書の提出があつた場合において、その申告書に**所得税額等**の控除不足額の記載があるときは、税務署長は、その申告書を提出した内国法人に対し、その金額に相当する税額を**還付**する。

3. 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準

内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の**益金**の額からその事業年度の**損金**の額を控除した金額とする。

4. 交際費等の意義

交際費等とは、交際費、接待費、**機密費**その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、**供応**、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

5. 損金経理の意義

損金経理とは、法人がその確定した**決算**において**費用又は損失**として経理することをいう。

第91回

1. 資産の評価損の損金不算入等

内国法人がその有する資産の**評価換え**をしてその帳簿価額を減額した場合には、原則として、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、**損金**の額に算入しない。

2. 人格のない社団等の意義

人格のない社団等とは、法人でない社団又は**財団**で代表者又は**管理人**の定めがあるものをいう。

3. 欠損金額の意義

欠損金額とは、各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の**損金**の額がその事業年度の**益金**の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

4. 青色申告の承認の申請

青色申告の承認を受けようとする内国法人は、その事業年度**開始**の日の前日までに、所定の事項を記載した申請書を納税地の所轄**税務署長**に提出しなければならない。

ただし、その事業年度がその法人の**設立**の日に属する事業年度に該当するときは、**設立**の日以後3月を経過した日とその事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日を提出期限とする。

5. 繰延資産の意義

繰延資産とは、法人が支出する**費用**のうち支出の効果がその支出の日以後**1年**以上に及ぶもので特定のものをいう。